

令和7年度 柏市立松葉中学校 いじめ防止基本方針

令和7年度4月改定

1 基本理念

いじめとは決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも起こりうることであり、その原因や状況は様々である。

学校の内外問わず、すべての生徒が安心して生活を送り、様々な活動に取り組めるよう組織的にいじめ問題に取り組まなければならない。学校・家庭・地域と連携し、継続して、防止対策、早期発見、早期対応に努める。

特にいじめが起きない学校づくりは、いじめをしない、傍観しない意識を高めるため、すべての教員が積極的に働きかける。また、いじめが発生したときには、被害生徒の保護を第一とし、正確に丁寧な説明を行い、関係機関と連携して、法に基づき早期対応を行う。

●いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

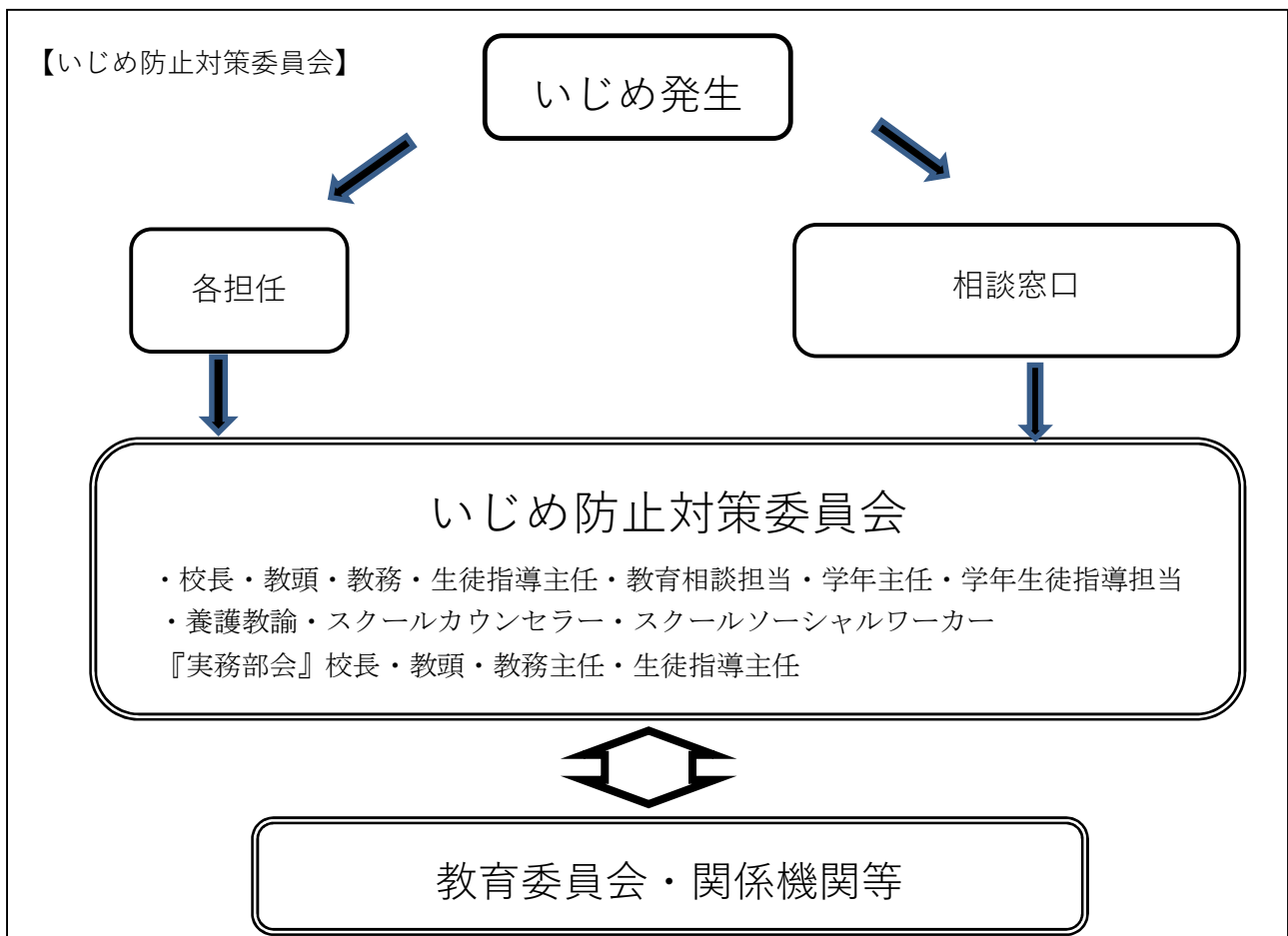
2 組織及び組織図

いじめ防止のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。※図参照

《いじめ防止対策委員会組織図》

必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部の専門家を加える。「いじめ防止対策委員会」は、必要に応じ、開催する。なお、原則週1回行われる、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)をメンバーとする主任会において生徒の状況の共通理解を図る。

3 いじめの未然防止について



生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍ができるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

- (1) 全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) 生徒のコミュニケーション能力を育み、主体的に活動する集団づくりを行う。
- (3) 集団の一員としての自覚を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (4) 教職員の指導の在り方に細心の注意を払う。
- (5) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級及び学校全体に醸成する。
- (6) 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- (7) 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- (8) いじめ問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- (9) 生活委員会や生徒会組織によるいじめ撲滅宣言等の委員会の活動を推進し、全校での取り組みをする。
- (10) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- (11) 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるように体験の機会などを積極的に設ける。
- (12) 性的思考・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、SC等を活用しながら、生徒の心情等に配慮した対応を行う。

4 いじめの早期発見について

いじめを許さず、早期発見のため、教職員、家族、家庭の共通認識を図り、いじめのささいな兆候を見逃さないように努める。基本認識は以下の通りである。

- (1) 日頃から生徒が示す小さな変化や、危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。生徒や保護者から「いじめ」との相談や訴えがあった場合には即時、組織で対応する。
- (2) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な事実確認を行う。
- (3) 保健室を利用する生徒との会話の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた時は、その機会を捉え、悩みを聞く。
- (4) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- (5) 保健室やSC等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- (6) 休み時間や昼休みの校内巡視など、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。
- (7) 生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- (8) 生徒の悩みを積極的に受け止められるよう体制づくりに努める。

5 いじめの相談・通報体制について

発見・通報を受けた場合には、速やかに連絡・報告を行う。

- (1) 学級担任・学年職員に随時、相談ができるよう、日ごろから生徒へ周知させる。
- (2) 校内・校外でのいじめ行為等については、学年職員及び管理職に事実を報告する。
- (3) いじめられている本人、目撃した生徒、保護者からの訴えについては、傾聴し、学年職員及び管理職に報告する。
- (4) 年間計画に基づき、年3回のいじめアンケート及び教育相談の実施をする。

※なお、アンケート等の保存期間は、生徒や保護者から、長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。

6 いじめを認知した場合の対応について

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後、組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (1) 情報を集める。
- (2) 指導・支援体制を組む。
組織体制の確認と正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
 - ① いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - ② その保護者への対応
 - ③ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- (3) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (4) 組織の確認と指導・支援体制。
 - ① 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
 - ② いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
 - ③ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当って、適切に引き継ぎを行う。
- (5) 具体的な対応
 - ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
 - ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、即対応する。
 - ③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取りなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
 - ④ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
 - ⑤ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
 - ⑥ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- (6) 保護者との連携
生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分注意して以後の対応を行って家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実を伝える。
 - ① 事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - ② いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安をとりのぞく。
 - ③ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
 - ④ 今後の防止策や対応について、保護者に説明し、いじめられた生徒が、不安なく学校生活を送れるように努める。

7 いじめへの対応

いじめたとされる生徒からも事情関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部の専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

- (1) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安をとりのぞく。
- (2) いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (3) いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、

- 自尊感情を高めるよう留意する。
- (4) いじめた生徒への指導に当たっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であること。」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - (5) 必要に応じて、いじめた生徒を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
 - (6) いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
 - (7) 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで、不満やストレスの解消法を身に付けさせる。
 - (8) 学級等での話し合いや道徳の授業を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
 - ② はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、やめさせる。

8 重大事態への対処について

生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、柏市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部関係者と連携し、適切なアドバイスを受ける。
- (3) 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する「組織」を設置する。
- (4) 上記の「組織」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (5) 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (6) ネット上のいじめへの対応
ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダより違法な情報発信 停止を求めたり、情報を削除したりできることから、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなどの措置を講じる。

9 公表、点検、評価等について

- (1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態を把握し、いじめに対する措置を適切に行うために、いじめ防止委員会で検証する。
- (2) 基本方針はホームページにて公表する。